

「県立与野高等学校いじめの防止等のための基本的な方針」

県立与野高等学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「与野高基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

I いじめ防止の基本方針

【いじめ防止基本方針の策定】

いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ①いじめ防止基本方針が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織としての一貫した対応となる。
- ②いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒保護者に対し、学校生活を送る安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の防止につながる。
- ③加害者への成長支援の観点の基本方針に位置づけることで、いじめ加害者への支援につながる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「本校生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある本校の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【いじめ防止等のための対策の基本理念】

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめほどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念のもとに定める。

「いじめ防止のための基本理念」

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくります。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

II いじめ防止等の対策のための組織

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「与野高いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を組織する。

【いじめ防止対策委員会】

本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭及び教育相談委員会から選出する。

構成員

校長、教頭（1）、教務主任、生徒指導主任、各学年主任（3）、養護教諭（1）
教育相談・特別支援委員会委員（1）

個々の事案・実情により、さらに学級担任や生徒指導部、部活動の顧問等も加えて組織するなど柔軟な組織とする。このことにより、特定な教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、重大事態への対処（後述）等必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、PTA、地域住民など外部専門家等が参加するなどして、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

【いじめ防止対策委員会の役割】

「いじめ防止等のための対策の基本理念」のもと、与野高基本方針の策定・見直し及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じて取組全体の評価と見直しを担う。

また、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起

きたときの調査をするなどの組織対応の母体となる。その際、公平性・中立性を確保するため、必要に応じ県教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。ただし、県教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

以上の点を踏まえ、具体的な役割は次のとおりとする。

①未然防止

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり実施

②早期発見・事案処理

イ いじめの相談・通報としての窓口

ウ いじめの疑いのある情報や生徒の問題行動に関する情報収集と記録を共有

エ いじめに関わる情報に関して、いじめであるか否かの判断を実施

オ いじめの被害生徒への支援、加害生徒への指導及び保護者との連携を組織的に実

③いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み

カ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

キ 学校基本方針に基づき、いじめの防止に関わる校内研修を企画し、実行

ク 学校基本方針に基づき、適切に機能しているかの点検及び見直し実施

Ⅲいじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

本校の基本理念①(1 ページ)のもと、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

①生徒一人一人がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

②人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑦県等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

【いじめの早期発見】

①いじめに関する事象が発見された場合はすみやかにいじめ防止委員会に報告する。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的に認知することが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、該当する否かを判断する必要がある。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

②次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「New I's」 「生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 「New I's」 「生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

【いじめに対する措置】

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の職員が、情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。その際、基本理念②③のもと、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、全体を通じ基本理念④についても十分に配慮する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の

もとで、いじめ防止対策委員会を中心に次の点に留意して取り組む。

- (ア) いじめている生徒への指導（「New I's」参照）
- (イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）
- (ウ) 周りではやし立てる生徒への対応
- (エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応
- (オ) 学級・学年・学校全体への対応
- (カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応
- (キ) 県教育委員会への報告

【いじめの解消】

いじめは謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係わる行為がやんでいること。心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

それらをうけて法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

IV 重大事態への対処

【重大事態への対処の流れ】

○「重大事態」とは

(1) 生徒が自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席などの状況に至ったとき

(2) 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

上記(1)(2)の事案が発生した時は、いじめによる重大事態ではないと考えられた場合でも、いじめ防止対策委員会を中心に、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学校は詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないことを第一に認識し、「いじめはなかった」「学校に責任はない」と判断はしないこと。

(3) 重大事態が発生した場合、校長は埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。

(4) いじめ防止対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。

(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

①上記の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

②上記の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

(5) 上記の調査を行ったいじめ防止対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

(6) 上記の調査結果は、埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

【埼玉県教育委員会又は本校による調査報告について】

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。報告は、校長が行う。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について

この調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動

に支障が生じるおそれがあるような場合には、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、埼玉県教育委員会との連携を図りながら実施する。

(3) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・本校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、県教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○聴き取りについては、以下の①②をもって進める。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意する。

①背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専

門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧本校が調査を行う場合においては、埼玉県教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ自殺予防対策編『資料』」及び国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」も参考にする。

（6）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

【調査結果の提供及び報告】

（1）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

また、本校が調査を行う際、埼玉県教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（2）調査結果の報告

調査結果については、埼玉県知事に報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ防止対策委員会において毎年度、与野高基本方針にある各施策の効果を検証し、与野高基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

附則この方針は平成26年4月1日公布とする。

この方針は平成26年4月1日施行とする。

この方針は平成30年3月19日改定する。